住民基本台帳の閲覧制度の見直し

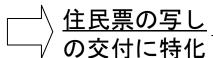
何人でも閲覧を請求できるという 現行の閲覧制度は**廃止**



国及び地方公共団体、正当な理由 (公益性の高い場合等)をもつ者のみ 閲覧請求できるという制度として**再構築** (審査手続の整備等)

住民の居住関係の公証制度の見直し

特定の住民についての公証



- ・本人又は同一の世帯の者
- ・ 国及び地方公共団体
- 弁護士等
- ・取引相手の確認、相続その他の 理由のある者

住民の居住 関係の公証

- 国及び地方公共団体
- ・正当な理由をもつ者
 - ※公益性の高い場合等に限定
 - ア 世論調査等のうち公益性 の高いもの
 - イ 公共的団体の行う公益性 の高い事業等

審査の厳格化及び選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

○閲覧の審査 □□◇

- ・審査手続の整備、個人情報の管理・廃棄について審査
- ・閲覧した者を原則公表
- ・閲覧した情報の管理について報告を求める規定を整備
- ・過料の引上げ等を検討

○住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付 身分証明書の提示等本人確認を厳格化等 職務上請求の手続の明確化

〇選挙人名簿抄本の閲覧制度 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に準じて手続等を整備